

特定非営利活動法人あいあい広場平成2021年度(令和3年度)事業計画

昨年度は、新型コロナウイルスの蔓延で、日本のみならず世界中が振り回された1年だったように思います。その中で緊急事態宣言や当初の自粛要請で、あいあい広場でも作業所への登所を控えるよう呼びかけたり、日中・短期を休止にするなど、利用者の利用制限を行わざるをえませんでした。その後も行事の中止等利用者の楽しみが奪われてしまうこともたくさんありました。3密を避けることができない支援の場ですから、感染のリスクは高い中で支援を続けてきて、何とか感染もなく過ごしてくることができました。運営面も登所の自粛等の影響はありましたが、大きな減収は防ぐことができました。

ワクチン接種も始まりましたが、これも広く行き渡るのは、いつになるやら全く先が読めない状況で、2021年度もコロナに振り回される1年になるのではと思います。昨年は、一泊旅行も中止せざるをえませんでした。今年度は、社会的にも感染予防の対策も広がってきているので、感染状況の広がりを見ながら一泊旅行をはじめとする行事にも取り組んでいきたいと思っています。

しかし、その中でもまずは感染症対策を十分に行い、利用者の安全を確保しながら、支援を行っていくことが重要になると思います。そこを優先しながらこの一年、コロナの感染状況を見ながら、作業所では就労支援や行事等に、またグループホームでは利用者の健康を守り生活の支援をしていきます。

昨年は、障害福祉サービス事業所として指定を受けて、コロナの影響もあり、ささやかではありましたが、10周年記念行事を挙行し、新たなステップへ歩みだしました。今後の方向性・将来像、現作業所の建て替え問題についても、現実を動かしていく一歩を歩みだしていきたいと思っています。また、2021年度で障害福祉サービス事業の指定期間が終了します。新たな指定を受ける準備を整えていきたいと思っています。

障害福祉サービスの報酬は、うたい文句は報酬体系の改善のように言っていますが、結局基本報酬は減額となっており、運営面では今年度も一層厳しい状況が見通せます。その中でも職員の待遇改善を図っていきます。

事業実施の方針

1、障害福祉サービスの運営

(1) 新型コロナウイルスへの感染対策をできる限り実施し、利用者・職員の安全を守る。

密接する支援を防ぐことはできませんが、換気や手洗い・消毒等できる限り対策を行って行きます。

(2) 利用者の立場に立った支援、人権を尊重した支援の研修を行い、職員の資質向上を図る。

昨年は、コロナウイルス関連で外部の研修はほぼゼロという状況があったこと、また職員の入れ替わりもあり、研修が充分深められないまま来ています。日々学習の機会が作りにくい状況となっていますが、少ない中でも実のある研修を進めていきます。また、職員の資格取得への支援制度を利用して、それぞれが資格取得等資質向上への取り組みを後押しします。

(3) 新しく借りる農地の有効活用を図る

昨年休耕田を無償で貸したいという申し出があり、借り受けることにしました。とても広い土地なので有効に使う事はなかなか難しいのですが、加茂の畑は狭いという点もあり、今後の活動場所として使わせていただくこととしました。管理することだけでも大変ですが、畑の作業ができるための整備を行って行きます。

(4) 65歳到達の方の支援として、共生型サービスを含め、利用者の希望を尊重して検討していく

今年度65歳を迎える人が出てくるため、その方の今後の日中活動の場を保障していくために、共生サービスや他の方策も含め、本人の意向を基盤として、介護保険利用の移行までに、検討を進めていく。

(5) 職員の処遇改善を図り、働きやすい職場環境づくりを行う。

基本報酬が減額になりますが、処遇改善費は若干引き上げられています。それらを原資として、処遇改善を行って行きます。特に若い職員の賃金水準を引き上げることで、処遇の改善を図って行きます。

(6) 次期の障害福祉サービス事業指定へ向けて準備を整える。

2、相談事業、家庭支援の事業、情報提供事業等

(1) 情報提供事業

① ホームページを利用し、情報公開に務める

独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」や特定非営利活動法人推進法等、情報公開が強く求められています。2019 年度にホームページを開設し、そこを通じての情報公開も行うことができるようになりました。しかし、十分な活用ができていない状況です。今後十分な利用をしていくことが課題です。

② 2021 年度もHISK「あいあい広場だより」の発行を行います。

あいあい広場だよりは、あいあい広場を支援してくださっている方たちとあいあい広場をつなぐ重要なツールです。2019 年度にホームページを開設することができて情報公開の手段として活用していますが、それに代わることのできないものだと考えます。あいあい広場の活動をしっかりお伝えすることが、次の支援にもつながっていきますので、年 2 回の発行を行っていきます。

(2) その他目的を達成するために必要な事業

① 地域住民との交流活動・地域ふれあい事業を進める。

周辺地域の開発が進み、10 年前の地域の状況が様変わりしています。作業所は、新規に住民となった方たちの住居に取り囲まれるような形になっています。新しい住民の方とは接点もほとんどない状況です。新たな住民の方たちへも、作業所の周知や理解を図る取り組みを進めていく必要性があります。しいたけの販売・ブルーベリー観光農園の開催等を積極的にアピールすることを通じて、地域との触れ合いを進めていきます。

② 作業所の立替を含む将来構想を継続して検討していく。

利用者の高齢化等が進み、今後を見据えることの難しい状況の中で、なかなか、将来構想を作成できない状況が続いていますが、新たな展開を考えていかなければ、障害福祉サービスの維持さえも難しくなっていきます。難しい判断を迫られていますが、次の一歩へ足を踏み出していきます。